



## 職員の懲戒処分について

令和3年3月26日付けで行いました職員の処分について、文書にて3月31日に到達し処分が発効したことから報告いたします。

### 1 職員の処分

習志野市人事審査会において審査した結果、以下のとおり処分しました。

被処分者の属する部名	健康福祉部
被処分者の職名	主事
被処分者の年齢	37歳
処分内容	懲戒免職
処分年月日	令和3年3月26日（令和3年3月31日文書到達）

### 2 事実の概要

被処分者は、令和元年5月16日から令和3年3月25日まで無断欠勤を断続的に通算で29日重ねた。この欠勤となった日から勤務を要する日は453日あり、被処分者は1度も出勤していない。過去にも同様の事由で停職処分を受けており、その弁明書において出勤ができないときには、朝必ず課長、係長へ連絡することや早急に医療機関に受診し、服務規程を順守することを述べているにもかかわらず、今回、同様の長期の無断欠勤を繰り返すに至っており、被処分者の勤務状況は前回処分によっても改善されていない。

また、この間、毎日所属へ連絡を行うこと及び体調不良を理由とするのであれば、医療機関を受診することについて、繰り返し指導したにもかかわらず、診断書が提出されていないうえ、本市産業医及び嘱託医との面談について当日に連絡なく欠勤している。

このことは、本市服務規程第8条違反であり、その責任は免れない。よって、地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号、並びに本市懲戒処分の指針の規定に基づき、懲戒免職処分を行うものである。

### 【宮本泰介市長コメント】

今回の事件では、全体の奉仕者である公務員にとってその信頼を損ねることであり、深くお詫び申し上げます。このことを真摯に受け止め、従来にも増して綱紀粛正に努めてまいります。

問合せ先  
習志野市総務部人事課  
電話：047-453-7407